

大枝公園指定管理者制度 総合評価(施設所管課による評価)

【評価対象施設】 大枝公園

【指定管理者名】 一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

【評価対象年度】 平成30年度

【施設所管課名】 都市整備部公園課

施設のサービス水準の視点 コメント

施設のサービス水準については、不備による利用者からの苦情等もなく、協定書の内容を満足していた。また、公園管理の水準を落とさず、利用者サービス向上に資する多様な自主事業を展開し、その収益の一部を利用者サービスの向上に資する施設投資等に充当できたことも、評価に値する。今後さらなる評価向上のためには、指定管理委託という制度の趣旨から鑑み、当初の自主事業に加え事業者自身から利用者のサービス向上に資する積極的な提案が求められる。

収支状況 コメント

有料公園施設の利用料金等による収入については、真新しい施設であることを差し引いても、良好な稼働率だった。一方、相撲場の利用率や平日の日中の利用等、今後、さらに稼働率の向上を図ることができる施設もあることから、引き続き稼働率の向上に取り組まれない。また、公園管理に関する支出について、施設のサービス水準の維持に加え、いたずら等による施設破損など不測の事態に対応しつつ、公園管理経費縮減のための各種取組を行っており、評価に値する。

市（施設所管課）による総合評価

施設のサービス水準の維持については、協定書の内容を充分満足している。今後、協定書の枠の中にとどまらず、サービス水準の向上に向けた積極的な提案を実施されたい。
有料公園施設の利用料金等による収入については、おおむね高い水準での利用率が維持できていたが、今後さらなる利用率の向上に努められたい。

総合評価

A

総合評価区分

- A：協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B：概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C：協定事項等の水準以下であった